

機 関 名	宇多津町
任 命 権 者	宇多津町長
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和12年3月31日（10年間）
宇多津町における障害者雇用に関する課題	法定雇用率による障害者雇用を達成しているが、採用中の障害者である職員に対しては、個別に対応してきた状態である。障害者の雇用定着及び活躍のために、更なる体制整備、各種取組みが必要である。
目 標	
① 採用に関する目標	○計画期間内に障害者雇用率を上回る雇用を目指す。 (評価方法) 毎年、障害者である応募者を念頭において、職員の募集を行い、採用者含めて全員に障害者であることの申告を呼びかけ、雇用率の状況を確認する。 ○在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を生じさせない。 (評価方法) 前年度採用者の定着状況を把握する。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。